

第十三回
参議院

經濟安定・大蔵連合委員会會議録第三号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)午後
三時四十一分開会

出席者は左の通り。

經濟安定委員

委員長

理事

委員

佐々木良作君
郡 祐一君

小瀧 彬君
杉山 昌作君

須藤 五郎君
平沼彌太郎君

大蔵委員
委員長

理事

大矢半次郎君
菊川 孝夫君

委員

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君

溝淵 春次君
小宮山常吉君

田村 文吉君
菊田 七平君

油井賢太郎君
稲垣平太郎君

委員外議員

政府委員

大蔵省理
財局長

酒井 俊彦君
外務次官

入交 太蔵君
外務委員

賀屋 正雄君
事務局長

事務局側

常任委員
桑野 仁君

常任委員
渡辺 一郎君

常任委員
渡辺 一郎君

常任委員
渡辺 一郎君

常任委員
渡辺 一郎君

常任委員
渡辺 一郎君

常任委員
渡辺 一郎君

本日の會議に付した事件
○外資に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは外
資法の一部改正に関する法律案の審議
のための經濟安定・大蔵委員会の連合
委員会を開会いたします。

本法案は従来予備付託のままで連合
委員会をやつておりましたが、御承知
のように先だつての二十五日、衆議院
を可決通過いたしましたので、本日からは
本付託になつておるわけであります。

御承知の上で質疑の続行をお願いいた
します。

○小瀧君 賀屋局長に二、三の條文
について御質問いたしたいと存じま
す。

先ず第一は、第十條の技術援助契約
に対する認可の問題であります。外資
委員会での認可を受けた場合は、外
国技術即ち特許権、実用新案等工業所
有権に対する使用料、それから図面そ
の他インフオーメーションに対する対
価、それから外国技術者の招聘に対す
る招聘費等を受けるわけであります。

併しこの技術提携をした当初において
は、或る特定の資材とか或いは施設、
装置というようなものは最小限度止む
を得ざる量において輸入せざるを得な
いという事情があるわけであります。

ところが實際問題として、この契約を
実施するに必要な資材を最初の年或い
はその次の年まで輸入しなければなら
ない際に、現在のように外貨が相当だ
ぶついているときは問題がないけれ

ども、情勢が變つて来ると、或いは曾
つて我々が経験したような、外貨につ
いて非常な制限を設けられるというよ
うな場合においては、必要な資材の輸
入に要する外貨割当を受けるのに非常
な困難があるという場合があつたわけ
であります。そこで私昨年の四月も通
産大臣、それから周東安本長官その他
に陳情いたしました、少くともこの外
資法に關係のある輸入については、別
枠を設けるようにしてもらいたい、外
貨予算編成の際に、安本の貿易局にお
いてはこれを別枠を設けられたなら
ば、そうした不慮の困難に、思いがけ
ない困難に事業者が遭遇することを避
けることができるだろうから、これを
やつてもらいたいというのを陳情し
たのであります。その後そうした措
置はまだとられていないようですが、
こういうやり方をするに對しては
何か特別な行政上の困難があるかどう
か、この点を一つ局長にお伺いいた
します。

○政府委員(賀屋正雄君) お答えいた
します。技術援助契約を締結いたしま
した場合には、その技術を使ひました
いろいろな製品を製造いたしましたため
に、資材、機械設備等の輸入がどうしても
必要になつて来るという例はお説の通
りときふ、起つて来る例でございます。
で、そういう場合には、この資材、機
械等の輸入につきましては別途外貨の
割当を受ける必要が起つて来るわけで
あります。併しながら實際上の運用の
やり方をどうしておるかということ

申上げますと、勿論外資委員会には通
産の代表の委員も入つておられます。
し、技術援助契約自体を審査いたしま
す場合に、これを実施せしめるため
に必要な輸入の点につきましても十分
審査いたしまして、一旦外資委員会が
そういう契約を認可いたしました場合に
は、後ほど現実にそういう輸入が行
われます場合には、無為替輸入の場合
と有為替の場合と両方あるわけであ
りますが、有為替の場合は先ほどの外
貨の割当が行くわけでありまして、無
為替の場合にはこれはやはり為替管理
法上は無為替輸入の許可ということが必
要であります。この場合は自動的に
許可を出すというやり方をいたしてお
るのであります。それから有為替の場
合におきましても、大体その審査の際
にすでにその必要性を認めて認可いた
しておりますので、實際の上におきま
しては、これは後ほど資材の輸入の面
において拒否されると、従つて技術援
助契約が効力がなくなるといふような
ことのないように十分の扱いをしてお
るわけであります。殊更この別枠で
外貨のリザーブを設けるといふことを
いたしませんでも十分その点は支障の
ないようにやつて行きたい、こう考
えております。

○小瀧君 只今局長から説明があり
ましたが、併し實際問題としては、例
えば或る期に機械などに対する輸入の
総枠を一千万ドルとした。その際に石
炭関係の機械が入るといふことになる
と、非常に大きな部分をその機械の輸
入のために占められて、そこで通産当

局のほうでは申請書に記載した価格よ
りも少いものに減額ということを求め
て来るわけであります。で、今のお話
のように成るほど通産省から幹事会へ
も出ていけるし、通産次官は委員もし
ておられますけれども、實際の業者の立
場になつて見ると、何通も書き物を持
つて行つてはいろいろ折衝して、結局
二割減らされる三割減らされるという
場合が現実にあつたわけでありまし
て、私これは勿論各派の委員のかたと
御相談申上げて考慮したいと思つてお
ります。が、例えば第六條の第二項に
次のようなものを設けたらどうなる
か、これについても外資委員会の意見
を伺いたいと思ひます。この第六條に
は「関係審議会は、第四條に規定する
勘定を参し、つて、この法律に規定
する契約により外国投資家に対して負
担する負債に基いて外国へ向けた支拂
をする」といふことができる額を外国為替算
に計上しなければならぬ、こう書いて
あるのですが、その次へ第二項とし
て、関係審議会は第十條により、外資
委員会が認可を與えた技術援助契約の
実施に資材、施設等の輸入を必要とす
る場合は、認可の際認められた限度内
において右輸入に必要な外貨額を外国為
替予算に計上しなければならぬ、こう
いう條項が一つ入つたら、或いは賀屋
局長の立場から言へば杞憂かも知れな
いが、こうした實際上の困難を排除す
ることができるとはいいませんか、こう
いうふうに考へておるわけですか。とこ
ろがこの法律から言へば、これは送金に

関する問題であつて、今の資材の有為替輸入というものは貿易の一部をなすものであるから、この法律の中に規定するのはおかしいのではないかと議論があるかも知れませんが、併し一體投資というものは、今のように入ドルやポンドが相当だつていて、ときには、必ずしも日本の経済として直接の外貨による投資、即ち外貨を円に換えてその日本で物を購買するといふようなことは必ずしも歓迎すべきものではなくして、大体投資の場合はそれに伴つて物が入つて来るわけでありまして、無為替輸入で、結局は拂わなければならぬものの輸入といふものに引掛つておるわけでありまして、私はこうした見地から見ると、第二項を設けた項目を設けても、第二項を設けても別段差支へはないのじやないか、又そうしたほうが結局今賀屋局長の御説明になつたような、円満な外資法の運用に役立つのではないかと、かういふふうに考へるのですが、これは勿論私は提案として、修正として申上げるわけでもない、ほんのこの場の思ひ付きとして御意見を伺うわけですが、この点は如何ですか。

○政府委員(賀屋正雄) 第六條に特一條附加せまして、お説のような條文を作りますことは、成るほど契約を締結いたします当事者に対しては、非常な安心感を与えるいい面もあることは確かにお説の通りでございます。併しながら物資の輸入のほうの外貨資金となりますと、この第六條の本文に書いておられますような配当とか技術援助などと違ひまして、物の価格の将来変動するといふようなこともありまうので、一概にあらかじめ

ザープをいたしますのに非常に困難かとも思われますので、私どもはできるだけ開停審議会との連絡も十分つめて、折角技術援助契約をしながら、それが物の輸入の面でその契約の実効が挙り得ないといふようなことのないように、十分行政面において注意して参りたいと思つております。

○小淵精吉 只今の点については、第四條の對外の貸借及び收支に関する勘定についてもあらかじめ調査を行なつて大体の予定を立て、第四條及び第五條においてこうした困難が、今局長の言つたような困難が起らないように一応の目安をつけて、そうしてその事前の調査に基いて差支のない限度において技術援助契約を許可するわけですから、大体の計画はもうすでに立つておるわけですから、それが多少の値上りがあつたからといつてその進行が妨げられるといふようなことになると、業者としては非常な困難に遭遇するわけなのでして、私は今言つたような一案を考へてみたわけですが、この点については更に外資委員会当局とも話合つて、適當な措置について、これまでよりこの際に事態が改善されるように努力したいといふふうに考へておるわけですから、後ほど局長とも御相談することにして、この点は打切りませう。

が、これまでの事例から見ても、一度認可を受けて外国投資家が安心しておる。ところがその後になつて公正取引委員会である／＼異議が出て来て、折角できた契約が由に迷つておるような例もあつたわけでありまして、これについては外資委員会の幹事会でありへは公正取引委員会の幹事会であるやうでありますけれども、例の独禁法の第三十八條の規定もあるので、公正取引委員会の正式の意見を公表することはないといふような関係もありました。実は、それは公正取引委員会に外資委員会に加入していても、後にいふやうな問題を起すという欠点があるわけですから、今日は公正取引委員会の人に見えていないやうでありますから、一体どういふ実例について伺いたいと思つておりましたが、まあその点は省略いたします。

○政府委員(賀屋正雄) 外資法の第二十五條はたとえ外資委員会が或る契約、或いは株式の取得等を認可いたしましたとしても、それは公正取引委員会の権限を変更するものではないといふ明文を設けておりました。外資委員会の決

定と公正取引委員会との決定は、いわば併行線のような形になつておるわけでありまして、そのために御質問のやうな若干困つた例が起りはしないかといふ心配は確かにあるわけでございます。併しながらこの点につきましては、御承知のように公正取引委員会は、契約をいたしたあとで、この締結後報告をとりまして、そうしてこれについて独禁法上不当な点があるかないかといふやうな点を事後に審査いたすわけでありまして、いわば裁判所のような仕事をしておるわけでありまして、而もこの審査は、その契約の及ぼす實際的な効果を見ておりました。それによりまして不当であるかないかといふことが結論が出て参るわけでありまして、明らかに不当なものは問題ありませんが、場合に当つては、当初は何ら不当な点はないやうな例もございまして、必ずしもその契約が締結されるときに、これはいか悪いかといふやうな結論を出すことが實際上困難な場合が多いように聞いておるのであります。従ひましてこれはやはりこの締結の際に一時にこの白黒をつけてしまふといふことは困難でありますので、これと外資委員会の認可とを結びつけることは、實際問題としてむずかしいのではないかと、かういふふうに考へておりましたが、まあこの点につきましては、併しながら只今の御質問の中にも出ましたやうに、公正取引委員会の……非公式にはなりませんが、職員に出て頂きまして、あらかじめ契約の内容については十分検討をしまして頂きまして、明らかに不当な点がありまう場合には、外資委員会の認可もそれが修正されるまでは延ばすとい

うやうな實際の取扱いをして参つておりますが、行政の運営の面におきましては十分両者連絡を密にいたしまして、外資委員会が決定しておきながら、後ほど同じ国の政府機関たる公正取引委員会によつて取消されるというやうなことがないやうにいたしたいと考へております。又考へようによりまして、お説のやうな修正をいたしまして、外資委員会が決定いたしました場合には必ず公正取引委員会の結論を得た上でなければ決定できないといふやうなことにいたしますと、先ほども申しましたやうに、公正取引委員会としては、或る程度契約の運営の状況を見る必要もありまして、そのほかいろいろ困難な問題が出て参りました場合に、公正取引委員会における審議が非常に長引いて、外資委員会の決定が非常にそれに引ずられて遅れるといふやうなこと、却つて外国投資家に迷惑をかけるといふやうな例も起りはしないかと考へられますので、私どももいたしましては、そういふやうに外資委員会の決定と公正取引委員会の決定とを必ず結びつけるというやうなことにいたしませんで、これもやはり両委員会の連絡を十分とりまして、支障のないやうに運営いたして参りたい、かういふふうに考へておる次第であります。

○小淵精吉 根本的に僕は賀屋君と事實の認識を異にしてゐるのですが、勿論外資委員会の事務当局として、そうした困難な事態が契約を承認したあとで起らないやうに努力していただけることは十分に認めております。併し現実にはその他の問題なども起つておるやうに、私自身もそうした点は経験して来たわけでありまして、そこでできれば今は

の試案として通産省が作つてゐる輸出組合法の中に設けた條項のようなもの、例へばあらかじめ通産大臣は公正取引委員会に協議しなければならぬといふような條項を設けたら、よほどこの事態は改正されるのではないかと考へて持つてゐるわけですが、先ほどの説明では、公正取引委員会が或る事實が發生した後にいわゆる事後審査的なものを行ふ、そういう本来の性質であるという御説明がありましたけれども、例へば事業者団体法の第四條第二項を見ても「公正取引委員会は、前項第十号の規定による認可の申請があつた場合において、当該行為が私的独占禁止法の規定及び第五條第一項各号に違反しないと認めるときは、これを認可することができる」といふような規定もあり得るし、先ほど私が申しました、通産省が今準備しつゝある輸出組合法案にもそうした條項を設けようといふ意向であるとすれば、これについてには恐らく公正取引委員会へ一応の協議をした上でそうした草案を作つたものだらうといふふうに思ふ像するわけです。でありますからして必ずしも或る事態が發生したあとでないと、契約が認可されてそれを履行に移したあとでなければ、公取として正式な意見が発表できないといふわけのものじやなからうと思ひます。

それからもう一つは、事前に、認可に先立つて公正取引委員会の意見を外資委員会から徴したならば、相当時間がかかつて、却つて外国投資家並びに外国投資家と協力しようとする技術援助契約の相手方が迷惑をこうむるだらうといふお話をありましたが、併し一応認可されて、電報を打つてあら

ゆる準備を整えて、さて仕事に移らうとする場合に、公正取引委員会が異議が發生したといふことに比べたならば、たとへば審議に時間がかかつても、はつきりと公正取引委員会の態度がわかつたほうが、よほど実際の業に當つてゐる者としてはそのほうを歓迎するだらう、このように考へるわけです。

殊に公正取引委員会の審査に相当時間を要するといふように説明されましたが、技術援助契約といふようなものは、大体同じような型によつて締結されるものでありますからして、或いは最初の二つの件については時間がかかるかも知れませんが、同型で發生する爾後の案件についての調査といふものは、それは時間がかららないので、迅速に行われるのじやないか、そういうふうには考へるわけです。そこでこれもまだ委員の皆様にお諮りしたわけでもありませんし、私の最終的な意見とは申しませんが、この外資法の一部が改正されるのを機会にして、あ

たかも今通産省が準備しておる輸出組合法案の中に規定しようとしてゐるような文句をここに附したならば、よほどこうした外国投資家側からの不平が緩和されるのじやないか、こゝういふふうには考へておるわけです。今申しましたように第十條で認可を外資委員会が與える場合に、外資委員会はあらかじめ公正取引委員会と協議しなければならぬといふような條項があつたら、それによつてこれまでいろいろ私どもが見て来た外国投資家の不満といふものが緩和されやしないかと思ふのです。が、こゝうした條項を仮に皆さんの賛成を得て挿入するといふことに對しまし

ても、それらに對して何か外資委員会としては非常に行政的な取扱上不便があつて、却つて事態を悪くするといふような懸念をお持ちでしょうか、どうでしょう、その点を簡單にお尋ねするわけです。

○政府委員（實業正廳長） 仮にお説のような修正が施された場合に、外資委員会の事務運営上支障があるのかどうかといふ点につきましては、別段支障はないと思ひますが、ただ心配は、實際問題として公正取引委員会の審査が非常に困難な問題に直向いたしま

した場合に、手間取りまして、そのために委員会の決定が遅れるといふやうなことがありはしないか、例へば技術援助契約の締結の場合には、往々にして何月まで日本の関係のお役所の承認を得ない場合には、一切話を御破算にするといふやうな條項が入つておられます。そういう例もときどきあるわけでありまして、そういう場合に非常に困ります。そういう場合、非常に困ります。そういう場合に非常に困ります。

○小澤議員 勿論迅速な決定を受けたがるのは外国の投資家としては常に希望するところ、却つてあとで問題が起るよりも、よほどそのほうが有利であらうと思はれますので、その点は外資委員会と公正取引委員会とが常に密接な連絡をとられて、そうした期限付のものであれば、それまでに意見を徹底させるというように取計らわれたら何と解決するのじやないかといふやうに私は考へてゐるわけです。殊に先ほどのお話では、結局実施した上で又問題が起るかも知れぬといふお話でありましたが、勿論外資委員会の認可を受けたならば届出をしなければならん、その後の実施振りによつてそうした問題が起ることもあり得るだらうと

思ふのです。併しそれにしても現在の事態から言ふと、公取のほうの意見を徴した上で、その意見は必ずしも將來における公取の決定を束縛するものでなくても、その意見を徴した上で認可されるといふことになれば、私の経験から申しますとよほど事態が改善せられるといふように思つております。が、これは意見の相違でありまして、事態の認識の相違でありますから、この問題はこれだけで打切りま

す。

今理財局の次長が見えてゐるやうです。すから理財局の關係で、二、三お尋ねしたいと思ひます。この前石田局長がこゝにお見えになつて御説明のときに、ポンドとドルとはその外貨の事情に依つて取扱ひを異にする、異にするのが当然である、そういうやうな取計らいをするといふやうな答弁があつたのであります。一体併しこれは今の平和條約の第十二條、或いは將來締結されるであらう、通商航海條約の條項に照らして差支えないものかどうか、この点に對して私多少の疑いを持つてゐるわけなんです。その取扱ひの差別を設けられるといふことは非常に實際面から言へば必要なことでありまして、私はその考え方に何ら異議を挿むものではないのですが、その点は外務省なんかとも話されて差支えないものという結論に達せられたかどうか、その点をお伺ひしたいわけなんです。

○政府委員（通商正廳長） ポンドとドルの問題でございまして、現実の問題といたしまして、ドルの場合には全然これが自由な國際通貨である。一方のポンドは英國政府によつて嚴重に為替管理をせられた國際通貨である。その

点にすでに外貨としての日本側から見た利用の価値といふものに若干の相違がございまして、この点は各國とも御承知のように、いわゆるドル・ドレイブと申しますか、ドル不足に對処いたしたために、ドルの獲得にいろいろな手を打つております。世界的にもそういう傾向にございまして、私もドルとポンドとの間に實際上若干の取扱ひの相違があるといふことを申し上げましたのも、法制的にそういうことをしようといふ意味でなくて、只今申し上げましたやうに、實際問題として非常に自由な通貨と、多少制限的な通貨といふやうに本質が違つておりますので、行政上これを認可いたした、或いは許可いたします場合に、若干そこに運用上の區別をするといふことは、私は許されることだらうと思ひます。

○小澤議員 實際問題としては全然同じ種類の石油業なら石油業について、日本の立場から言へば重要性も同じ意味なら、又それが仮に社債であつたとした場合、社債の利子も同じである、ほかの條件も皆同じだといふとき、非常に困難な問題がありやしないかと思つて質問したわけなんです。併し今輸入外貨の割当についても、特別割当をしてゐるやうな事態だから、これは為替に關する例外規定が適用されるかも知れぬ、この点は今日外務省の人に來てもらわなかつたから、私は突込んだ質問をしようといふわけではないのですが、その点に困難がありやしないかといふことを懸念してござい

ます。併しその点がうまく理窟がつくならそういう措置は是非とられることが必要であらうと考へます。その点では全く同意見です。

併しその点がうまく理窟がつくならそういう措置は是非とられることが必要であらうと考へます。その点では全く同意見です。

それからこの問題は理財局の問題かどうか存じませんが、外国の投資、これは私は主として技術援助契約を重要視しているものでありまして、先ほど申しましたような、いわゆる直接投資というものを歓迎する意味じやないのです。が、外国の投資というものは今の日本の事象としてエンカレッジしなければならぬ面が非常にあります。特殊に戦争中技術なども低下しているし、こうした面はエンカレッジしなければならぬのだが、それについて最近大きな問題になつてゐるのは税の問題であります。ロイヤルティについては勿論今年は無税だけれども、来年からはたし一割の税がかかるようになる。配当については現に一割の課税がついてゐる。ところが外国側から言つて、日本の今の状態を見ると今後ますますこうした税が高くなりやせんかというのを非常に心配してゐるわけですが、これに対する保障を與えるというやうなことはなか／＼日本としてもできないことだらう。そうならば結局曾つてニューヨークで渡辺財務官あたりが交渉しておつた二重課税の相互免除の取極を至急するというのが實際的な措置であらうと思ふのですが、これもまあ外務省の問題ですけれども、併しその根本方針をきめられるのは大蔵省だと思ふのですが、あの二重課税の相互免除の取極の交渉は今進んでゐるのかどうか。又若しあの取極ができるとすれば、どういふ内容のものか、簡単にいいますからこの外資法に關連のある点をお答え願ひたい。

○政府委員(酒井健彦) 只今のお尋ねの点は主税局長のほうからお答えしたほうがよろしいのでありますが、便宜私が主税局から聞いて知つてゐる限りの範囲でお答え申し上げます。二重課税の点につきましては、アメリカ側とは相当話が進捗しております、大体できるやうであります。

次に今問題になつておりますこのロイヤルティその他のものに対する課税であります。これは現在のアメリカに關する限りは、現在の法律によつて、日本で課税を受けました分はアメリカにおける法人の所得に對する法人税をかけたそのうちから、日本でかけられた税金を差引いて税を納付するといふ規定がすでにアメリカにはございまして、従いましても大体現在行われております技術援助契約の大半と申しますか、まあ七、八割まではアメリカから参つておりますので、大半のものはそういう規定によりまして、両方救済されてゐるというふうに聞いております。

○小淵健君 今その相互免除の取極がなくても、アメリカのほうではこのロイヤルティに一割かかるということがあるならば、それは所得税から免除されるのですか。

○政府委員(酒井健彦) アメリカ合衆国の法律に關する限りはそういう取極がなくとも、向うの税法で、日本でかけられた税金は落してくる、そういうことになつてゐるやうです。

○小淵健君 有難うございました。これは賀屋局長に最後に一つ伺つておきたいのですが、「その他政令で定める場合」といふのがございませう、「その他政令で定める場合」といふのは通商條約によつて内国民待遇を與えるといふことを約束した場合に適用する意味だといふやうな御説明があつたわけ

です。併しまあ現在もこの平和條約の第十二條によつて相互主義で内国民待遇を與えなければならぬように読めるのですが、これは、これも又外務省の問題かも知れませんが、十二條の(b)項(ii)で見るといふと、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に關するすべての事項を合んで内国民待遇を與える、こういうやうになつてゐるわけですが、勿論送金を保証する場合においては為替上非常に日本が困るからといふので制限を規定し、内国民待遇でないものを與えてもいいけれども、ただ單に国内で、円で株を取得する場合にも一応認可の制度になつてゐると思ひますが、この点は一体どういふやうに外務省あたりと打合せでやられたものか。

○政府委員(賀屋正盛) 平和條約の十二條には例外として内国民待遇を與えなくともいい場合の一つとして、為替管理の必要上、必要がある場合には差支えないといふことになつてゐるのがあります。お説のように外貨送金を伴います場合には、これはもう為替管理の必要があるといふことは明らかに言えるわけでありまして、それでなく、ただ円で買ひまして送金保証を要求しないといふ場合は、成るほど直接的にはすぐは外貨の必要は起らないのであります。併しながら長い目で見ますと、そういう一た一種の財産権を外人が持つてゐるといふことは、國際收支の観点から大きな意味ではいゝやうにとれるのでありまして、この点につきましては外務省とも打合せまして、

大体そういう解釈で行つたら差支えなからうといふことになつております。

○小淵健君 なか／＼名答弁で敬服しました。まあそういう解釈で一般に通るといふことになればそれで差支えないと思ふのですが、もう一つ最後に外資委員会としてどういふ方針を持つておられるかをお伺ひして私の質問を打ちたいと思ひます。今日本ではいろいろ日本輕金屬などの問題が起つてゐて、この外資法に對して一応の疑問が投げかけられてゐる。併しながら技術援助契約のごときは、先ほどから言ひますように、私は日本として非常に必要なものと思ひます。曾つて戦争前に軍閥の天下で自動車業とか石油業とかいふものを我々は作つて非常ににがひ経験を得た。そのために結局日本が損をしたといふやうな事情がある。私はこういう技術援助の契約なんといふものは今後日本として必要だと思ふのであります。同時に對外的に見ても、東南アジアの開拓とか或いは東洋諸國との經濟的提携といふものは非常に重大で、このためには今後通商條約を締結される場合にもいふことができる自由になるようにしなければならぬといふ考えを私自身としては持つてゐるのですが、これについて條約交渉そのものから離れて、外資委員会としてはそういう措置をとるといふことについては何か外務省のほうへ意見も出しておられるでしようし、今後の方針も持つておられると思ふのですが、外資委員会の立場としてはどういふやうにお考えになつてゐるか、その点を一つお尋ねします。

○政府委員(賀屋正盛) 外資導入に對する將來の方針についての御質問でございまして、これは非常に大きな政策的な問題でございまして、私どもからお答えするのは適切でないかと考へるのであります。が、いわゆる政府外資は別といたしまして、民間外資につきましてははいやしくも日本の經濟の自立發展のために必要なものであります。これは積極的に入れる必要があるといふことは明瞭ではなからうかと考へるのであります。そのためにできるだけこの制限を外しまして、お説のように自由な國際取引ができるという方向にだんだん向けて行く必要があるかと考へております。ただその場合におきまして、どうしても日本の經濟の將來といふ点をよく考へまして、從つてに外國人の支配を受けまして日本の産業を危殆に瀕せるといふやうなことが起りましたは却つてよくないものであります。この点につきましては一方において制度として十分自由な受入態勢を作ると共に、最小限度に日本側のこゝろに經濟的な不利な点を除去するやうな途を保留いたしまして、いざという場合にはその点において十分チェックできるやうなことにいたして参りました。考へてゐるわけでございます。最近の株式の問題につきましても、いろいろの問題が起つておりますが、これも認可制度の運用によりまして十分その点は氣をつけて参りたいと考へております。

○小淵健君 今の問題に關連して一部には外資法の中でそういう限度を規定したかどうかといふやうな意見もあるやうですが、私はこれはやはり工業所有權に關し、或いは日本銀行の持株に

関する規定という個々の法律で規定することにして、或るべく外資法はそうした自由な立場を示して、今後インドとかインドネシアというところ、日本で十分経済的に提携ができれば、通商條約で相互主義のいふような取極をするときに便利にようにするために、少くとも外資法では必要止むを得ざる場合のほかは、そういふことに触れないほうが賢明であるという考えを持つておられますが、これは如何でしょうか。

○政府委員(賀屋正雄君) お説の通りと考えております。

○委員長(佐々木良作君) ちよつとお諮りいたしますが、今の小瀧君の質問に關連しまして、外資法の最初の審議のときからこの委員会の委員としてこの法案に關係されておつた稲垣平太郎君が委員外議員として質問したいということですから、許可することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○委員外議員(稲垣平太郎君) 委員外の質問をお許しを願つたので質問いたします。

さつき承つておつた小瀧君の質問のうち二、三の点について、実は小瀧君がもう少しお突込みになればと思つておる点があるので、実は承りたいのですが、第一点は、例のこの間の委員会が可決になりました源泉課税の問題なんです、これは或いは主税局の問題かと思つておるのですが、いづれ各国との間に相互條約をお取りになる、これで結末がつくというお考え方なんです、が、實際問題としては従来の各業者は日本における公課は日本側において拂うという對外契約をしておるので

す。私の承知しておる限りにおいても、そういう契約になつておる。これを改訂してくれといふことを相手かたに申出るといふことは、如何にも日本の方針といふものが變つて行くといふこと、それからして日本との契約は相手方が折角こしらへた契約の條項の変更を迫るような不安心なものだといふ考え方を取組んでゐる相手方と與えらることは思ふのです。これは甚だ遺憾なことである。そこで大蔵の業者は、どうも仕方がない、これだけ例えば余計にロイヤルティを拂つたといふことで泣寝入りをする。この泣寝入りをすると、い

る考え方は、従つてその会社の内容を悪くすることであると私は思ふのです。これが、これでも果していいのか悪いのか。私は大蔵委員会がこの御審議のときに大蔵委員のかたに私の考え方を……実は委員外の質問をすればよかつたんですが、私の考え方を申し上げておつたんですが、質問する機会がなくて、きなかつたのでありますけれども、この点は甚だ私は遺憾だと思つておるのですが、一年延期になりましたが、その間にこれは再考してもらいたいと思つておる。これは今更だうもいたし方がありませんが、可決されてしまつてあるんだから……、一年の間に再考してもらいたいといふことが第一点。

第二点としては、課税に対しての相互條約を取結ぶ、アメリカあたりはそれをやつておられるのですが、ほかの国との契約においてはなかなか、そこまでは行かないのじやないか。野放しでこれをやられるといふことになりま

すといふと、これはこのくらゐ迷惑なことは私はないと思ふ。この点について

でも一つ考慮してもらわなければならぬと、こう思ふのです。

第三点としては、さて各契約者が公課は日本で拂うという形をとつておりますので、仮に可決されたことを認めるとして、今後外資委員会が、これは賀屋局長に聞くのですが、外資委員会でも今まで契約をしておる人に対してこの契約の更改、その他について何らかの手をすてお打ちになつておるのか、或いは今後お打ちになるのか、そのまゝ野放しで、二重に拂う人は二重に拂つたらよい、こゝろいふ形でやられるのか、言い換へれば契約者自体の問題でなくて、日本の政策の変更によつて契約の條項を變更してもらわなければならぬのだといふことを相手方に納得させる何らかの手段を外資委員会でおとりになるかどうか、この点についての御意見を承りたい、こゝろいふことなんです。

○政府委員(酒井健彦君) 初めの第一点及び第二点でございますが、これは私理財局でございまして、主税局長に御意見を伺ひたいと思つておる、只今のところそういうことを考えようといふような御返事を申し上げられない立場にあるのですが、ただアメリカのように国内法で日本でかけられた税金は向うは引いてくれるといふことであれば、これは向うに負担してくれと言ひましても相手方としても痛くないものである。当然向うの税から引いてくれるのであるから損益から言つてちつとも差支えない。それからその他の協定ができておられませんか、つきましては、これは力関係で或いはこちらが負担せざるを得ないかも知れませんが、成るべく日本のそういう技術援助

を受ける会社のほうが有利になるように、できるだけ向うがこれを負担するようにやつて頂きたいといふふうに考へておりますので、勿論そういう協定がない国との間におきましてはそれを強行しろといふわけではありません。併し一年間の余裕を置きまして、その間に成るべく向うと田舎に話をつけまして、向うとしても痛くないから向うに拂つてもらふようにして、こゝろいふことだと承知をいたしております。なお御意見の点はよく主税局のほうに申伝えることにいたします。

○委員外議員(稲垣平太郎君) これはもう議論になりましたから私はやめますが、これは實際痛くはないのですが、契約しておる当事者といふものは簡単に條項を變更するといふことが非常にほかのほうに與える影響が多いので、この問題自体はあなたのおつしやるうちに、痛くなくても、今後日本の国内情勢によつていろいろ條項を變更して行くのだといふ相手方と與える心理的な影響といふものが非常に重大だと思ふ。日本と契約をするといふことは非常に危険だといふ感じを抱かすと思つておる。そこで私は賀屋局長に申し上げたんですが、それは仮に止むを得んとして、これは本当に日本のこゝろいつたよ

うな状態から契約した條項を当事者が變更せざるを得ないのだといふことを何らかの相手方に知らすような方策を外資委員会としておとりになるお考えはないか、或いは外資委員会として何らか側面的にこの契約の變更について援助して上げるというふうなことをするお考えがあるかどうか、こゝろいふことを一つ承りたいと思ひます。私の質問はそういう点にある。

○政府委員(賀屋正雄君) 只今御質問の点につきましては、勿論政府といたしましてでもできるだけの御援助はいたすつもりでございます。若し当事者からそういう点について政府の何と申しますか、覚書といつたようなものを出してほしいといふような御要求でもありますれば、こゝろいつた理由から必要だといふことを十分説明して御援助いたしたいと思つております。今のところはまあ全般的に、何と申しますか、交渉といつたような形で外国の投資家にその必要性を説明するといふようなことはいたしません、只今のところでは個々の会社を通じてその改訂の交渉に當つて頂くといふ考えでおります。

○委員長(佐々木良作君) 連記をとめて

○委員外議員(稲垣平太郎君) 連記を始めて下さい

○委員外議員(稲垣平太郎君) それからやはりこれに關連してですが、ロイヤルティの問題でさつき小瀧さんが質問されたのですが、これは配当についての源泉課税の問題があると思つておるんですが、さつき、こゝろいふ問題を御研究になつたかどうか。これは主税局のかたがおられるとなお結構なんです、が、向うでは仮に日本の会社が増資する、向うの場合に配当を増資株に振替える、こゝろいふケースが日本では起るわけですね。そこで配当を増資株に振替えるときには向うでは実はこれに対して課税しない。然るに今後日本は今とこれに対しては課税されるのです。そうするとこの場合には今言ふ税金に対する相互協定ができるでんにか

かわらず、これは明らかに向うとして
はマイナスになる。この場合にはこの
点を考えていられないのじやないかと
思うのですが、これは明らかにマイナ
スになるので、この場合には特別に日
本が全部負担するのだという形にはつ
きりならなければならない。こういう
ことは契約者との間に非常にこんなが
かつた事態を引き起すと私は思うので
すが、この点は今利益配当を株に振替
えるという問題、これは向うでは無税
だという点について、今実は関係の向
うの会社に、詳しいそれに関連した向
うの法律をよこしてもらふようになつ
ております。近く私は入手し得ると思
つておるのでありますが、入手した上
は、なお貿易局長のほうに御連絡する
つもりでありますけれども、こういう
点は、こうなるとこの間可決された法
案が非常にこんながかつた問題を起し
て来る、かように思うので、この点は
御研究を煩わしたい。ここでどうよう
御答弁を得ようと思ふのじやない、御
研究を煩わしたい、こう思います。

それから東南アジアのことで御質問
があるのですが、小瀧君の御質問に関
連する程度にとどめたいのですが、さ
つきポンド、ドルについて差異が起き
ることは止むを得ないという御返答で
あつたと思うのですが、この点私も承
承するのですが、併しながら同時に
小瀧君が申されておつたように、今後
のいろいろの問題で、東南アジア方面
との関連が非常に深くなり、そこで外
資を入れてきたところの会社の製品
をまあポンド地域に専ら売つてポンド
稼ぎをする。それで今度はポンドをド
ルに替えて向うへ送るといふような
ケースもたび／＼起つて来ると思ふ。

特に東南アジア方面に対する点につ
いては特に力を入れなければならないの
で、今の行政上の措置と言いますけれ
ども、単にポンドとドルとの貨幣的な
そういうたような問題だけでなしに、
全般的な問題から行政的の措置という
ことはいろいろ考え方が変わつて来る
私は思う。そこで単にポンドとドルの
貨幣の信用とか、或いはそういうたよ
うな問題から行政的の措置をとるとい
ふことじやなくつて、全般的にこの考
えで、言い換へれば政治的な考慮も入
れる。或いは全般的な日本の産業の構
造も考えに入れる。或いは日本の貿
易上の問題も考慮に入れる。こういう
たようなことの上でいわゆる行政的な
考慮を……。或いは差別を設けるとい
うならこれは納得できるのですけれ
ども、単に今の両貨幣の価値という問題
で私は行政上区分すべきじやない、こ
ういふふうに考える。いわんや価値と
いう問題で区分するなら、今年はそれ
で……。例えは或る基準でAという契約
を拒否した、ところがその翌年はそれ
は当然Aというものは拒否するのじや
なくて歓迎しなければならぬのだとい
う事態も私は起きると思ふのです。
そこでまあこれは貿易局長に聞きたい
のだが、外資委員会というものは、或
る一定の基準を設けてやられるのか、
その場その場の……。そう言うところ
と言葉が悪いが、その場その場の風任
せで、一体これはイェスと言うのか、
ノーと言うのか、これは非常に私は大
きな問題だと思ふのです。ただ日本の
政治は一定の方針というものが無いの
だという感をもてるのじやないか、こ
う思ふのですが、これについて貿易長

さんはどういうふうなお考えか、御意見
を承わりたい。

○政府委員(酒井健彦君) 只今のポ
ンドとドルの問題でございしますが、実
私の説明と申しますか、言葉が多少足
りなかつたので、稲垣さんから只今の
ような御注意を受けたわけでありま
すが、勿論私もいたしまして現に
ポンドとドルとの利用価値と申しま
すか、そういうものの若干の違いがあ
るのじやないかというのを申上げたわ
けであります。勿論外資に關しては
いろいろな形があるのでございま
し、おつしやるような形で、つまり東
南アジア方面に恒久的な安定的な市場
を開いて行くというふうなものにつ
いては勿論十分に考えることが必要であ
る。そういう場合にただポンドだから
いかんというのではないのでありま
す。これは、例えは今国会で御審議
願つております設備輸出の爲替損失補
償といつたようなことも、主として出
て行く先は東南アジアとして東南ア
シア・アカウンタ地域、或いはオー
プン・アカウンタ地域というほうに出
行くのであります。これはやはり將
来恒久的に輸出市場をそこに開いて行
こう、日本との取引市場を開いて行
うという狙いがあつてこういうものが
出たのであります。必ずしもポンドだ
からいかんというのではございませ
ん。ただ實際問題といたしまして、先
ほど申しましたように、両貨幣の間に
若干の差異がある。そこで、例えば現
在單純にポンドを貸してやるというだ
けのことでポンドを受けて、それを將
来ドルにコンバートしてやるかどうか
ということになりますと、そこに慎重
に考慮を要する面が出て来る。併しな

がらおつしやるような安定的な市場を
東南アジアで持つ、そのために是非必
要だということであるならば、その点
は大いに考慮いたしまして、個々のそ
ういふケースと言いますか、性質に
よつてこれは判断して行かなければい
けない問題ではないかというふうにと
考へております。言葉が若干足りませ
んでしたが、補足させて頂きます。

○政府委員(實屋正雄君) 最後の点に
ついてお答えいたしますが、外資委員会
の決定につきましては、最小限度の基
準は御承知のように法律の中に規定い
たしてあります。何分にも外資導入
の案件は千差万別でありますので、詳
細な点に亘つてこの基準を設けるとい
うことはなかなか困難でありまして、
或る程度はケース・バイ・ケースで審議
して行くということにならざるを得な
いと思ふのであります。できるだけ
前例を尊重いたしまして、政策の一貫
性が失われないように注意して私もや
つて参りたいと思つております。

○委員外議員(稻垣平太郎君) 私まだ
当局に御質問したいことがあるので
すが、さつき小瀧君の関連質問と申し
ましたから、今日はこれだけでやめてお
きます。

○油井賢太郎君 私二、三点取あ
えず聞いておきたいのですが、質問に入
る前にちよつと数字を伺いたいのです
が、四月の外資の入工台の数字を示
してもらいたい。三月まではいいので
すが、件数と株数、投資と三つを、四
月分の……。

○政府委員(實屋正雄君) 先ず最初に
技術援助契約であります。四月中は
認可件数が十件ございまして、うち米
国が七件、業種別も申し上げます。

○油井賢太郎君 業種別はいいで
す。あとで……。

○政府委員(實屋正雄君) それから株
式につきましては、この總案件につ
いて申し上げます。件数では百七十五件と
なつております。それから株数でござ
います。四十四万六千三百八十一株、
それから投資額は四億三千八百七十五
千五百五十円、それからその株式のう
ち証券市場経由取得の分でありま
す。これは件数が三十九件でございま
して、数量が三十二万五千三百株、投
資額は四億三千六百九十九万四千円。
それから貸付金は一件ございまして、
金額は十二億六千万円でございます。

○油井賢太郎君 ところで、これは東
燃料がスタンダード・ヴァキューム・
オイル・カンパニーから借りたもので
ございまして……。

○油井賢太郎君 投資が三月、四月
と、だん／＼二月あたりから比べて減
つてゐるのです。大体こういう改正法案
が出て緩和されるということになれば、
反対にこれは相当増えて行くのじ
やないかと我々は予想されたのです
が、何か特別の事情がありましたか。

○政府委員(實屋正雄君) 御説の通り
三月、四月、殊に市場経由の株式取得の
数字は減つておりますが、これはむしろ
今度こういう法律案が国会に提出さ
れておりまして、この法律案が通りま
すれば、株については只今までは配当
金のみの保証しか與えておりません
でしたが、今度は元本の乗替がで
きるということになりますので、恐らくは
賠償の成立するのを待つて手控えて
いるのではないかとこのように解釈いた
しております。

○油井賢太郎君 それからアメリカの法律と日本の法律の食い違いで、一体我々が考えていることは、主に外資導入はできるかどうか疑問視されてるといふことがあるのですが、これはアメリカではSECに登録しなければ、正式に割当てられた新株は引受けることができないというふうな点ですね、それが日本と食い違つてゐるために、日本では無償交付なら差支えないけれども、有償交付の場合にはアメリカの投資家というものは指をくわえて見てゐなくてはならない。この点はどうなつていきますか。

○政府委員（賀屋正雄君） SECの関

係のアメリカの法律は、資料としてお配りしてあるかと思いますが、これによると、お説のように一応この増資がありまゝ場合に一年間の間は登録をいたしませんので、アメリカの郵便その他交通、運輸機関を通じて募集をいたしましたり、或いは発行前に割当をしたりすることはできないということになつておるのであります。従いまして仮に日本の株を持つておりました、その会社が増資をいたします場合に、この大抵の場合にはプレミアムが附いて参るわけでありまして、その増資新株を引受けられないということになりますと、日本の株式に投資をいたします魅力が損われるわけでありまゝす。

併しながらこの点につきましては、現行法では一応この増資が発表されますとどん／＼株価が権利を含みまして値上りして来るわけがあります。で、今度の法律では、いわゆる株の乗換えということを認め得ることにいたしましたので、この値が上りましたところで今まで持つておつた株を売却いたします。

して、そうして増資後値落ちの株を買うというのにいたしましたれば、このプレミアムを十分享受したという恰好になるわけでありますので、これによって一部救済されるのではないかと考えております。

それからこのSECの法律の解釈でありますが、これはなかなか理解しがたい条文でございまして、この実際の取扱いはどうなつておるかという点につきましても、まだ日本側でははつきりしておらない点があるのであります。例えばアメリカの特定の個人が日本で或る会社の株を買つたというような場合には、そういう個人が割当を

受ける。又その通知を証券会社が中に入つてするというようなことは、この法律には触れないというふうな解釈ができないこともないというのであります。SECのこういつた法律ができまして、その証券会社が大量に引受けてそれを不特定の多数人に売渡すというような場合には、或いはこれに引つかつて来るのではないかと考えておりますが、そうでなくて特定の外人が個人としてその割当を受けるという場合には、これには抵触しないというような解釈もあるように聞いておりますので、この点ははつきりいたしません、いづれにいたしましても、仮にこの引受けることができないというような場合におきましては、権利附の親株を売りまして、そうしてその会社の株をその売却代金によつて買わせるということにいたしますれば、プレミアムを株の形

で入手できるという結果になるので、そのほうの救済で参りたいというふう
に考えております。

○油井賢太郎君　今の話はですね、理論上は非常にいいと思うのですけれど、
もね、実際に親株を値上りしたから相当数量売りに出せば、これは市場は値下りするにきまつてゐる。而も今度は乗換えたときに買おうとすれば、それは値上りするにきまつておる。結局非

常なそこ一般割当を受けた場合と、
 そういうふうな売買によつて乗換えによつて得た利益とは非常な狂いが出て来る。これは投資家に対して決して親切なやり方じやないと思うのです。それが一点と、それから第二点としては、今の乗換えの場合は、もと親株を買つたとき、いわゆる投資したときから送金の権利というものは確保されているのですか、その乗換については……。それを明確にして頂きたい。

○政府委員(實屋正雄君) 今のこの権利含みの親株を売りますと、市場が値上りを来すというお説でありますが、まあ今の市場を通じて外人が、外国投資家が投資いたします現状は、數量的

にはそう大きな数字に上つておりませんので、これが直ちに市場に大きな影響を與えるというふうにも考えておられないのでありますが、いづれにいたしましても、これはアメリカの法律がそういうふうな規定いたしておりますので、これはもう日本の法律ではどうにもしようのないことではないかと考えております。それから送金保証の点であります。これは勿論配当金につきましては新しい株を買いましたときから直ぐ配当金の保証はやります。ただ問題になりますのは、今度新しく

外資法によつて三年間株を持ち続けま
すと、そのあとで売つた場合には、こ
の売却代金を五年に分けて送金できる
ということになつておるのであります
が、その三年間持ち続けるという要件
は、お説の通り新らしい株に買い換え
ますと、その新らしい株を買つたとき
から三年ということになりまして、期
間は更に延びるという結果になるので
あります。

○油井賢太郎君　まああなたのほうではそういうふうにお考えになるかも知れません。外資を導入するのに、とにかく便利なように改善して行くというのがこの法案の趣旨である以上は、今の点に對しては日本としては相当考えてやつていいのじやないかと我々は思うのですが、例えば第八條で以ていわゆる權利が附いた分を政令で売却するといったようなことが出ておる。こういうことは具体的に国会できめた場

合、それは困会できめた……、国会の
まあ委員会なり本会議でこうすべきだ
というふうなことになる場合、政令
を変えられるというようなことはお考
えになりますか、どうですか。

○政府委員(實業正雄君) 先では來御説明いたしておりますように、アメリカにこういふ法律がありますために、投資家が魅力を損われやしないかという点に対する救済といたしましては、今の権利含みの株を売つて、その売却代金で権利の株を買つて頂くということにいたしたいと思いますが、そういたしますと三年の期限が新しく延びるということになりますので、多少それでは十分には満足できないというふうにも考えられますので、今度もう一つのこの点についての考え方といたしま

しては、ちよつと御指摘になりましたように、八條で株式取得の認可基準を書いておりますが、その場合にここに書いております場合以外に政令で定めた場合には特別な認可基準が出せるといふことになっておりますので、その三年の期間が延びないようにいたしましたために、いわゆる増資が決定されました新株の割当がありました場合に、その新株は、いわゆる新株引受権と申

しますが、増資後の新株を引受け得る
 一種の期待権のようなものの売却が商
 法上認められますれば、そういうたも
 のの売却によつて挙げましたところの
 円価で以て新しく株を買うことがで
 きるということをごの政令で書きたい
 と考えておるのでありますが、この点
 につきましては、いわゆる新株引受権
 の売却なるものが、商法といつたよう
 な商行為の法規に反するのではないか
 というような説がございます、只今

法務府あたりと検討中の段階でございます。

○油井賢太郎君　もう一度今の救済策としてさつきのお話の乗換えの場合、もとのいわゆる元本が日本に流入されたときに廻つて乗換え分を有効とみなすというような規定は取れますかどうか。乗換えた場合ですね。あなたのおつしやつた乗換えの場合は、それはもと日本に投資した時期に廻つて特例として認めることができるかどうか。

○政府委員（實屋正雄君）　お説のよう なことも考え得るわけでありまして、権利含みの親株を売りまして新しい株を買つた場合に、その新しく買った株のうち、前持つておつた株に相当する部分だけは、特に三年という期限

を前に進めようという点も考慮するわけでありすが、これは技術的に非常に証明方法その他において厄介な問題が出て来るのではないかと、この点を恐れますと同時に、又仮にそういうことをいたしますれば、いわゆる轉換株式、轉換社債といったようなものにつぎましても同じようなことをしないと均衡を失うので、結局この第三一條で認可を要しない場合は第三項に列挙してございすが、その大部分はいわば株の形を変えた場合でありますとか、或いはもつと持っておりまして株に当然の権利として割当られるものでありますので、そこで掲げますとこれ全体についてやはり取得の時期を遅らなきやらないということになりまして、結局これはどこで線を引くかという問題になるわけでありすが、私どももいたしましては、この第三項に列挙してあります場合のうち、外人が相続、遺贈或いは合併によつて取得した場合、或いは株自体が分割、併合されて形が變つたと、相続、遺贈、合併、それから株式の分割、併合といった五つのようなケースについては、これはやはり前から持つておりましたその株の取得の時期に当然遅つてやる必要があるが、その他の点まで及ぼすのはちよつと掛け過ぎやしないかというふうに考へます。

○油井賢太郎君 この点はいづれ我々もよく検討して、この次の委員会でも又お聞きしたいと思ひますが、最後に一点だけ……この法案の第二條の趣旨は、できるだけ緩和する或いは廃止するといふ方向へ持つて行くといふのですが、これは大体一カ年の推移を見て外資の導入が大体どのくらい

だといふ一つの目標をきめて、その目標に合はなかつたような場合には少し緩めて行くといふたようなことをやつてゐるのですか、それとも毎年又別の方向で以て考え方を新たにすると、いふようなことで改善して行く、こゝういふふうなことになるのですか。

○政府委員(實業正廳長) 外資法ができましたからこれを改正いたしますのは今年が二度目でございます。今までは毎年やつておるような形になつておりますが、さればといつて機械的にその実績から割出して改正をするというふうなことではありませぬので、この外資法改正の外国投資家に対する反響といつたような点も十分参考におきまして、これを改正するのが適當と認めた場合には改正案を国会に提出するといふ方針で行つております。

○油井賢太郎君 改正されるに當つては勿論さういふ見通しも當然付けられると思ひますが、今度の改正で以てどの程度技術面或いは投資面において導入される見通しですか。

○政府委員(實業正廳長) これは外資導入は相手方のある問題でありますので、数字的にどの程度殖えるかといふことはちよつと申上げにくいのでございすが、今度の改正の主眼点は、どちらかといひますれば株式取得の点について非常に緩和して行くといふ点と、それからもう一つは、いわゆる貸付金契約の場合に從來は或る場合には保証がつけられなかつた、元利金の送金について保証がつけられなかつた場合がありましたといふのを、今度の改正によりまして送金の保証をつけ得るということにいたしましたので、資金的な外資に関する限りは相當殖えて然る

べきではないかといふふうな予想を持つております。さればといつてこれがどの程度の金額になるかといふことはちよつと申上げにくいかと考へます。

○油井賢太郎君 別に目標をきめておられないとすれば、適格なものはすべて無條件に許して行くといふふうな方針をとられるのですか。それともやはり外資関係といふものは、あなたの委員會のほうで全般の經濟と眺み合はして許可をするといふふうな方針になつておるのですか。

○政府委員(實業正廳長) この八條に、これは最小限度の基準であります。この基準に合致いたします場合には、更にできるだけ有利な條件において入ることを希望しておるわけでありまして、勿論日本經濟に及ぼすいふ／＼な影響を考慮の上これを決定いたします。

○油井賢太郎君 まだ質問残つていますけれども、我々のほうで検討すべき点も、今の質疑応答のうちでありますから、今日はこの辺で私は終ります。

○委員長(佐々木良作君) それでは別に特別な御質問もなければ、今日は散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(佐々木良作君) それでは散会いたします。
午後五時十一分散会